

旭川市子どもの居場所づくり支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市子どもの居場所づくり支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、旭川市補助金交付基準（平成16年7月26日付け旭財第99号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市内で子どもの居場所づくりを実施する市民団体等に対し、当該活動に要する経費の助成を行うことにより、困難を抱える家庭の孤立を防ぎ、子どもが安心して暮らせるよう地域全体で子どもたちを見守る環境づくりを推進することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民団体等が営利を目的とせずに行う「子どもの居場所づくり活動」のうち、第2項各号のいずれかに該当し、第3項各号のすべての要件を満たすものとする。

2 補助対象事業となる子どもの居場所づくり活動の種類

(1) 子ども食堂

子どもに食事を提供し、共に食卓を囲み、団らんの場を提供する活動

(2) 学習支援

子どもの学習習慣の定着や基礎的な学力向上等のための支援やその取組を通じて、地域の大人との交流の場を提供する活動

(3) その他の子どもの居場所づくり活動

その他市長が子どもの居場所づくり活動として適当と認める活動

3 補助対象事業となる子どもの居場所づくり活動の要件

(1) 旭川市内で実施されること。

(2) 原則として同じ会場において定期的に開催すること。

(3) 年度当たり4回以上開催すること。ただし、実施上やむを得ない場合は、この限りではない。

(4) 食事の提供を行う場合、子どもに提供する食事代は、原則として無料とすること。ただし、子どもが調理に参加しない場合の実費徴収は、この限りではない。

(5) 合理的な理由がある場合を除いて、参加する子どもの特性や家庭環境等によって参加を制限しないこと。

(6) 活動中は、常駐できる責任者を配置し、子どもの安全性に十分配慮すること。

(7) 活動を行う上で知り得た個人情報第三者に漏らさないこと。ただし、必要に応じて、支援機関等に情報提供するなどの場合は、この限りではない。

(8) 宗教活動又は政治活動を行わないこと。

(9) 都道府県知事等が行う食品衛生責任者養成講習会等を修了した者（以下「有資格者」という。）の配置を当該補助金の交付決定を受けた日の翌日から起算して30日以内に行うこと。

(10) 食事の提供に当たって、提供する相手方の食物アレルギーの有無及び種類を確認すること。

4 子どもの居場所づくりの活動が、旭川市の他の補助金・負担金の交付対象事業となる場合は、当該補助金の交付対象外とする。

(補助対象者)

第4条 当該補助金の交付対象事業を実施する市民団体等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 市内に活動拠点を有し、主として市内において活動する団体又は個人であること。
- (2) 公序良俗に反する活動を行う団体又は個人でないこと。
- (3) 宗教または政治的活動を目的としている団体又は個人でないこと。
- (4) 暴力団及び暴力団員でないこと。又は暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者を構成員としている団体でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に規定する交付対象事業に係る経費のうち別表に定めるものとする。ただし、補助対象経費とすることが適当でないとして市長が認めるものについては、補助対象外とする。

- 2 前項に規定する経費のうち、特定の収入が充当される場合は、当該充当額については対象外とする。

(補助金交付額)

第6条 補助金額は、前条に定める補助対象経費とし、各区分に応じ、別表に定める補助基準額を限度に予算の範囲内で市長が定める額とする。

- 2 補助金の交付額の千円未満の額は切り捨てとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、旭川市子どもの居場所づくり支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助金交付申請額算出調書（様式第3号）
- (3) 実施団体等の構成員名簿（謝礼金の交付申請を行う場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助金の交付の可否を決定する。

- 2 補助金の交付の可否について、旭川市子どもの居場所づくり支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請書に通知するものとする。なお、補助金の交付をしないことを決定したときも、その旨を書面により申請者に通知する。
- 3 市長は、補助金の交付決定をする場合において、目的を達成するために必要があると認められるときは、条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受領した日から10日以内に補助金の交付申請を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第 10 条 市長は、補助金の交付を決定した後において、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助団体」という。）の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別な事情により補助事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(状況報告等)

第 11 条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助団体に対し、当該補助事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する報告等に基づき、補助事業が補助金の交付決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、補助団体に対して決定の内容に従って遂行するよう指示するものとする。

(事業の変更)

第 12 条 補助団体は、前条第 2 項の交付決定通知を受けた後において、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を廃止しようとするときは、旭川市子どもの居場所づくり支援補助金補助事業（変更・廃止）承認申請書（様式第 5 号）に関係書類を添えてを市長に提出し、承認を受けなければならないものとする。ただし、軽微な変更で市長が適当と認める場合にあっては、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による変更若しくは廃止の承認を決定したとき、又は承認しないことを決定したときは、その旨を書面により補助団体に通知するものとする。

(実績報告)

第 13 条 補助団体は、事業が完了したとき又は事業の中止若しくは廃止が承認されたときは、旭川市子どもの居場所づくり支援補助金実績報告書（様式第 6 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告するものとする。

- (1) 事業実績報告書（様式第 7 号）
- (2) 事業収支報告書（様式第 8 号）
- (3) 実施団体等の構成員名簿
- (4) 支出を証する書類の写し
- (5) 都道府県知事等が行う食品衛生責任者養成講習会等を修了した者であることを証する書類
- (6) 食事を提供する相手方の食物アレルギーについて確認を行ったことが分かるもの
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 14 条 市長は、事業の完了の報告を受けたときは、これを審査し、必要に応じて行う現地調査等によって、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、旭川市子どもの居場所づくり支援補助金確定通知書（様式第 9 号）により補助事業者に通知する。

(交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、補助団体が補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交

付決定の内容及び条件に従わないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しを決定したときは、その旨を書面により補助団体に通知するものとする。

(交付の時期)

第16条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助団体からの適正な請求により交付する。

(補助金の概算払)

第17条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

- 2 補助団体は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、旭川市子どもの居場所づくり支援補助金概算払申請書(様式第10号)を提出しなければならないものとする。
- 3 市長は、概算払を決定したときは、概算払の次期及び概算払の金額を旭川市子どもの居場所づくり支援補助金概算払決定通知書(様式第11号)により補助団体に通知するものとし、概算払をしないことを決定したときも、その旨を書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助団体に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

- 2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助団体に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

(理由の提示)

第19条 市長は、第11条の規定による指示をするとき、又は第15条に規定する取消しをするときは、補助団体に対してその理由を示すものとする。

(関係書類の整備)

第20条 補助団体は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならないものとする。

(仕入控除税額の報告)

第21条 補助団体は、事業完了後に、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額(以下「消費税等仕入控除税額」という。)が確定した場合には、速やかに、消費税等仕入控除税額報告書(様式第12号)を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告書の提出があった場合には、当該報告に基づく消費税等仕入控除税額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条・第6条関係）

費目	説明	補助基準額	
		実施回数	金額
1 会場使用料 及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ使用料金が規定されている施設及び賃借料を対象とする。ただし、事業実施及び準備に要した時間に限る。 	4回以上 24回以下	35,000円
		25回以上 49回以下	65,000円
		50回以上	100,000円
2 保険料	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施に係る参加者及び運営スタッフのけがや賠償責任の補償を行うために加入する保険の保険料を対象とする。 	4回以上 24回以下	55,000円
		25回以上 49回以下	75,000円
		50回以上	105,000円
3 謝礼金	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施に係るボランティアへの謝礼金を対象とし、実施団体等のスタッフへの謝礼金は対象外とする。 1人につき、実施1回当たりの補助上限額は500円とする。 	4回以上 24回以下	15,000円
		25回以上 49回以下	35,000円
		50回以上	105,000円
4 学習教材費 及び消耗印刷費	<ul style="list-style-type: none"> 各補助対象事業において、学習を効果的に支援するための教材の購入に要する費用を対象とする。ただし、実施場所に備え置いて使用するものに限る。 事業実施に必要な消耗品の購入費及び印刷費を対象とする。 税抜きの購入価格が20,000円を超えるもののほか、電子機器や家庭用電化製品などの備品的性質のものは対象外とする。 	4回以上 24回以下	15,000円
		25回以上 49回以下	35,000円
		50回以上	55,000円

5 食料費	活動に要した飲食物に係る費用を対象とする。	4回以上 24回以下	80,000円
		25回以上 49回以下	150,000円
		50回以上	160,000円
6 受講料	都道府県知事等が行う食品衛生責任者養成講習会等の受講料を対象とする。 1か所につき1人分の経費を対象とする。	1か所当たり	10,000円

年 月 日

（宛先）旭川市長

申請者

住 所

名 称

代表者

役職・氏名

旭川市子どもの居場所づくり支援補助金交付申請書

旭川市子どもの居場所づくり支援補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付申請額

円

（内訳）

会場使用料及び賃借料	円
保険料	円
謝礼金	円
学習教材費及び消耗印刷費	円
食料費	円
受講料	円

2 添付書類

- 事業計画書（様式第2号）
- 補助金交付額算出調書（様式第3号）
- 構成員名簿（様式任意。謝礼金、食料費及び受講料の交付を申請する場合に限る。）
- その他、市長が必要と認める書類

事業計画書

1 実施団体

団体名		
代表者の役職・氏名		
住所		
連絡先	電話	
	Eメール	

2 事業内容

活動の名称		
活動の種類	<input type="checkbox"/> 子ども食堂	<input type="checkbox"/> 学習支援 <input type="checkbox"/> その他
実施場所の名称		
実施場所の住所		
対象者		
基本的な 実施内容	開催曜日	
	時間帯	
	開催頻度	
1回当たりの 利用想定人数		
実施責任者	氏名	
	連絡先	
実施団体のスタッフ ※実施責任者除く		
食品衛生責任者	氏名	
	<input type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 有資格者（ ） <input type="checkbox"/> 受講予定（受講予定日： 月 日）	

3 活動内容

基本的な考え方	
スタッフの体制	
利用料	
内容	

4 年間事業計画

実施月	実施予定回数	内訳			利用想定人数
		子ども食堂	学習支援	その他	
4月	回	回	回	回	人
5月	回	回	回	回	人
6月	回	回	回	回	人
7月	回	回	回	回	人
8月	回	回	回	回	人
9月	回	回	回	回	人
10月	回	回	回	回	人
11月	回	回	回	回	人
12月	回	回	回	回	人
1月	回	回	回	回	人
2月	回	回	回	回	人
3月	回	回	回	回	人
合計	回	回	回	回	人

補助金交付申請額算出調書

1 収入 (円)

費目	予算額	内訳
旭川市補助金		
利用料		
寄付金、その他の助成金		
自己資金		
その他		
収入計		

2 支出 (円)

費目	予算額	特定収入充当分	差引後の額	内訳
会場使用料 及び賃借料				
保険料				
謝礼金				
学習教材費 及び消耗印刷費				
食料費				
受講料				
支出計				
補助対象経費				
補助対象外経費				

旭 指令第 号
年 月 日

様

旭川市長



旭川市子どもの居場所づくり支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった旭川市子どもの居場所づくり支援補助金については、次のとおり交付することに決定したので、旭川市子どもの居場所づくり支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

1 補助金の交付決定額		合計	円
会場使用料及び賃借料	円	保険料	円
謝礼金	円	学習教材費 及び消耗印刷費	円
食料費	円	受講料	円

- 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けで申請のあった旭川市子どもの居場所づくり支援補助金交付申請書、事業計画書、補助金交付申請額算出調書等のとおりとします。
- 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りではありません。
- 補助対象事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければなりません。
- 補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。
- 補助対象事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業実績報告書を市長に提出しなければなりません。
- 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - 補助金を補助目的外の用途に使用したとき。
 - 補助事業の執行に関し、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - 補助金の申請及び実績報告に虚偽その他不正な行為があったとき。
- 補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了期日が属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければなりません。
- 補助事業者は、旭川市子どもの居場所づくり支援補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。
- 補助事業等の完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の申告により補助金等に係る消費税等に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額」といいます。）が確定した場合は、速やかにその旨を報告しなければなりません。ただし、補助金等の交付申請時又は実績報告時に消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、これを減額して申請又は報告するものとし、消費税等の申告の必要のない場合は、この限りではありません。
- 消費税等仕入控除税額報告があったときは、既に交付した補助金等のうち消費税等仕入控除税額に相当する額について、補助事業者に対し返還を請求するものとし、

様式第5号（第12条関係）

旭川市子どもの居場所づくり支援補助金補助事業（変更・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）旭川市長

申請者

住 所

名 称

代表者

役職・氏名

年 月 日付け旭 指令第 号をもって交付の決定の通知を受けた旭川市子どもの居場所づくり支援補助金に関し、次の理由によりその変更を行いたいので、旭川市子どもの居場所づくり支援補助金交付要綱第12条第1項の規定により申請します。

1 変更の内容

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 添付書類

事業計画書（様式第2号）

補助金交付額算出調書（様式第3号）

構成員名簿（様式任意。謝礼金、食料費及び受講料の交付を申請する場合に限る。）

その他、市長が必要と認める書類

旭川市子どもの居場所づくり支援補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

申請者

住 所 _____

名 称 _____

代表者

役職・氏名 _____

年 月 日付け旭 指令第 号で交付の決定の通知を受けた旭川市子どもの居場所づくり支援補助金に関し、旭川市子どもの居場所づくり支援補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり報告します。

交付決定額	円
受領額	円

実績報告額	円	会場使用料及び賃借料	円
		保険料	円
		謝礼金	円
		学習教材費及び消耗印刷費	円
		食料費	円
		受講料	円

※添付書類

- 事業実績書（様式第 7 号）
- 事業収支報告書（様式第 8 号）
- 構成員名簿（様式任意。謝礼金、食料費及び受講料の交付を申請する場合に限る。）
- 支出を証する書類（領収書等の写し）
- 都道府県知事等が行う食品衛生責任者養成講習会等を修了した者であることを証する書類
- 食事を提供する相手方の食物アレルギーについて確認を行ったことが分かるもの
- その他市長が必要と認める書類

事業実績報告書

活動の名称					
活動の種類	<input type="checkbox"/> 子ども食堂		<input type="checkbox"/> 学習支援		<input type="checkbox"/> その他
基本の実施場所	名称				
	住所				
特例の実施場所	名称				
	住所				
対象者					
曜日・時間帯	基本	曜日		時間帯	
	特例	曜日		時間帯	
実施日	日 ※裏面の実施日確認表も記入してください。				
利用人数	大人	延べ		人	
	子ども	延べ		人	
活動内容					
次年度の実施予定					
その他の特記事項					

実施日確認表

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	日
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	日
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	日
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	日
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	日
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	日
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	日
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	日
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	日
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	日
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	日
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29				
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	日
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		

※各月の実施日に○を付けて、日数を記入してください。

事業収支報告書

1 収入 (円)

費目	決算額	内訳
旭川市補助金		
利用料		
寄付金、その他の助成金		
自己資金		
その他		
収入計		

2 支出 (円)

費目	決算額	特定収入充当分	差引後の額	内訳
会場使用料 及び賃借料				
保険料				
謝礼金				
学習教材費 及び消耗印刷費				
食料費				
受講料				
支出計				
補助対象経費				
補助対象外経費				

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

名 称 _____
 代表者 _____
 役職・氏名 _____

旭 第 号
年 月 日

様

旭川市長



旭川市子どもの居場所づくり支援補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告があった旭川市子どもの居場所づくり支援補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、旭川市子どもの居場所づくり支援補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき通知します。

1 確定額		合計	円
会場使用料及び賃借料	円	保険料	円
謝礼金	円	学習教材費 及び消耗印刷費	円
食料費	円	受講料	円

旭川市子どもの居場所づくり支援補助金概算払申請書

年 月 日

（宛先）旭川市長

申請者

住 所

名 称

代表者

役職・氏名

年 月 日付け旭 指令第 号で交付の決定を受けた旭川市子どもの居場所づくり支援補助金の概算払を受けたいので、旭川市子どもの居場所づくり支援補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定に基づき次のとおり申請します。

1 交付決定額		合計	円
会場使用料及び賃借料	円	保険料	円
謝礼金	円	学習教材費 及び消耗印刷費	円
食料費	円	受講料	円
2 概算払を希望する額		合計	円
会場使用料及び賃借料	円	保険料	円
謝礼金	円	学習教材費 及び消耗印刷費	円
食料費	円	受講料	円

3 概算払を希望する時期

年 月

4 概算払を必要とする理由

旭 第 号
年 月 日

様

旭川市長



旭川市子どもの居場所づくり支援補助金概算払承認通知書

年 月 日付け旭 指令第 号で交付決定した旭川市子どもの居場所づくり支援補助金の概算払について、次のとおり承認したので通知します。

1 概算払決定額		合計	円
会場使用料及び賃借料	円	保険料	円
謝礼金	円	学習教材費 及び消耗印刷費	円
食料費	円	受講料	円

2 概算払の時期

年 月

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

（宛先） 旭川市長

住所

申請者 名称

代表者名

年 月 日付け旭 指令第 号で交付の決定の通知を受けた旭川市子ども居場所づくり物価高騰対策支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 事業実績報告による精算額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
（要補助金等返還相当額）

金 円

3 添付書類

2 の消費税等仕入控除税額の積算内訳等